

公立大学法人宮城大学薬品等管理規程

平成21年4月1日

規程第57号

(趣旨)

第1条 宮城大学における薬品の管理については、毒物及び劇物にあつては毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、特定化学物質及び有機溶媒にあつては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、危険物にあつては消防法（昭和23年法律第186号）、麻薬にあつては麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「薬品等」とは、次に掲げるもの（治療及び診断に用いる医薬品及び医薬部外品を除く）の総称をいう。

- 一 毒劇物 毒物及び劇物取締法別表第1、第2、第3及び毒物及び劇物指定令第2条、第3条に掲げる毒物、劇物及び特定毒物をいう。
- 二 有害物 労働安全衛生法第55条に定める化学物質をいう。
- 三 危険物 消防法別表第一に掲げる物質をいう。
- 四 麻薬 麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に定める物質をいう。

2 この規程において、「学群等」とは、看護学群、事業構想学群、食産業学群、基盤教育群、看護学研究科、事業構想学研究科、食産業学研究科及び附属農場をいう。

3 この規程において、「学群長等」とは、前項に規定する組織の長をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、大学における薬品の管理を総括するとともに、その管理に関し学群長等を通じて必要な指導を行う。

(薬品等管理責任者)

第4条 各学群等に薬品等管理責任者を置く。

2 薬品等管理責任者は、学群長等をもって充て、当該学群等で使用保管する薬品等の適正な管理、管理状況の定期的な把握並びに必要な指導及び啓発を行う。

(薬品等管理者)

第5条 薬品等を取扱う学群等には、薬品等管理者を置く。

2 薬品等管理者は、所属する学群長等の許可を得た教職員をもって充てる。

3 薬品等管理者は、所管する薬品庫等に保管する薬品等の適正な管理、毒劇物による保健衛生上の危害の防止等の必要な管理、薬品等取扱者への必要な指導及び助言を行う。

(薬品等取扱者)

第6条 職務上又は教育研究において薬品等を使用する者は、薬品等取扱者として事前に薬品等管理者より許可を得なければならない。

2 薬品等取扱者は、薬品等を使用するに当たり、関係法令を遵守するとともに、使用する薬品等を所管する薬品等管理者の指示に従わなければならない。

3 薬品等管理者は、薬品等取扱者が前2項に違背すると認めた場合、薬品等管理責任者に報告しなければならない。

(薬品管理専門委員会)

第7条 公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程（平成21年宮城大学規程第51号）第8条第1項第6号の規定により設置される薬品管理専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 研究委員会委員長が指名する研究委員会委員
- 二 薬品管理に関与する研究者
- 三 各学群、基盤教育群及び各研究科教授
- 四 教職員の安全管理等に責任を有する事務職員
- 五 その他研究委員会委員長が必要と認める者

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員会は、次に掲げる事項について調査、審議等を行い、又はこれらの事項に関して研究委員会を経由して学長に対し助言若しくは勧告をするものとする。

- 一 薬品等に関する規程の制定及び改廃に関すること。
- 二 実験計画の法令及びこの規程に関する適合性の審査に関すること。
- 三 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- 四 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関すること。
- 五 薬品管理システムに係る調達及び運用管理に関すること。
- 六 その他拡散防止措置及び安全確保に関して必要な事項に関すること。

4 専門委員会の委員長は、研究委員会委員長が指名する。

5 専門委員会は、必要に応じ、薬品等取扱者及び薬品等管理者に対し、報告を求めることができる。

6 専門委員会は、必要と認めるときは、専門委員会に学識経験者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

7 委員長は、調査、審議等の結果を研究委員会に報告しなければならない。

8 研究委員会は、前項の報告を受けたときは、当該調査、審議等の結果について審議するとともに、研究委員会委員長は、その結果を学長に報告しなければならない。

(薬品等の保管方法等)

第8条 薬品等は、事前に特定した保管場所に保管するものとする。

2 毒劇物、有害物及び危険物（以下毒劇物等という）は、他の薬品と区別し、専用の薬品庫に保管するものとする。

3 薬品庫は、施錠ができる堅固なものとし、地震、盗難等による事故の発生を防止するため、常に施錠し、壁又は床に固定するものとする。

4 薬品庫の鍵は、薬品等管理者が管理するものとする。ただし、正当な事由がある場合は、薬品等取扱者に管理させることができる。

5 毒劇物等は、混合等による事故の発生を防止するため、容器ごとに枠を設ける等容器の転倒及び落下を防止するための措置をとるものとする。

6 毒劇物等を保管する容器は、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(表示)

第9条 薬品等の容器及び被包には、薬品管理システム用のバーコードラベルを貼付ものとする。

- 2 毒劇物の薬品庫、容器及び被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示するものとする。

(薬品管理システム)

- 第10条 薬品等取扱者は、薬品等の取得や使用状況等を原則、薬品管理システムに登録しなければならない。
- 2 新たに薬品管理システムを使用する者は、取り扱う薬品の薬品等管理者の許可を得て使用するものとする。この場合、薬品管理システムの取り扱いに関する知識を有していなければならない。
- 3 薬品等管理者は、毎年定期的に実際の保管数量と薬品管理システム上の数量とを照合し、確認の上、専門委員会に報告するものとする。

(処分等)

- 第11条 薬品等取扱者及び薬品等管理者は、保管又は管理する毒劇物のうち、使用の見込みのないものは、所属換え、廃棄処分等を行うものとする。この場合において、当該毒劇物が特定毒物に該当するものであるときは、関係法令の定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 薬品等取扱者及び薬品等管理者は、毒物及び劇物、毒物及び劇物を含有するもの、空容器等を処分するときは、関係法令の定めるところにより、保健衛生上の危害が生ずるおそれのない方法で処分するものとする。

(有害物の取扱い)

- 第12条 有害物を取り扱う者は労働安全衛生法に規定する安全管理者及び衛生管理者の管理の下、有害物の安全な管理に努めなければならない。

(危険物の取扱い)

- 第13条 危険物を取り扱う者は消防法に規定する危険物取扱主任者の管理の下、危険物の安全な管理に努めなければならない。

(麻薬取扱者)

- 第14条 学群等に、麻薬取扱者を必要に応じて置く。
- 2 麻薬取扱者は、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を有する者のうちから学群長等が指名する。
- 3 麻薬取扱者は、地震又は盗難等による事故を防止するため、麻薬を壁又は床に固定した施錠ができる金属製ロッカー等の堅固な専用保管庫に、一般の薬品と区別して保管するとともに、当該保管庫の鍵を管理するものとする。
- 4 麻薬取扱者は、麻薬使用受払簿を備えるものとし、様式及び運用等に関しては各学群等において規定し、及び運用するものとする。
- 5 麻薬取扱者は、受払いの都度、受払使用簿に必要事項を記録するものとする。
- 6 麻薬取扱者は、毎年定期的に保管数量と受払簿の残数量を照合し、確認の上、学群長等に報告するものとする。
- 7 取扱いの終了した麻薬の受払簿は、5年間保存するものとする。

(事故の際の措置)

- 第15条 薬品等管理者は、その取扱い若しくは管理に係る薬品の飛散、漏れ等により保健衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに薬品等管理責任者に届出するとともに、必要な応急措置を講じなければならない。
- 2 薬品等取扱管理者は、その取扱い若しくは管理に係る薬品が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに薬品等管理責任者に届出しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた薬品等管理責任者は、所轄の保健所、警察署又は消防署など関係の機関に届出するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 薬品等管理責任者は、前項の措置を講じたときは、速やかに研究担当副学長及び学長に報告しなければならない。

(庶務)

- 第16条 専門委員会の庶務は、研究推進・地域未来共創センター太白分室において処理する。

(委任)

- 第17条 この規程に定めるもののほか、薬品の安全管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

- 2 この規程の施行の日から学部在籍する者が当該学部在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学薬品等管理規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第7号	看護学群、事業構想学群、食産業学群	看護学群、事業構想学群、食産業学群、看護学部、事業構想学部、食産業学部
第7条第1項第3号	各学群	各学群、各学部

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R1.9.25 第154回理事会)

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

附 則 (R3.3.24 第172回理事会)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (R7.3.26 第221回理事会)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。